

## 障がい者の孤立化防止における取り組みと現状について

### 「生活の困りごとに関するアンケート」 調査目的

市は、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第2条の規定により知的障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護の実施に努めなければならない責務があり、また、同法第9条第5項第1号の規定により知的障がい者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めなければならない。

また、知的障がい者が地域で安心して暮らすためには、必要な福祉サービスの提供を受けるとともに、災害時における円滑かつ迅速な避難の支援を受ける必要があり、その第一歩として、孤立化を防止し、障がい者が誰かに相談できる関係づくりを進めていく必要がある。

しかし、知的障がい者は、自ら情報を発信していくことが困難な場合もあるため、福祉サービスの利用がなく社会的な繋がりもない人については、何を必要としているかを容易に把握できない。

そのため、社会的な孤立が懸念される知的障がい者の状況を把握し、必要に応じて家庭訪問等による相談支援等を実施していくため、岐阜市で把握している情報からは社会との繋がりを確認できない知的障がい者を抽出し、生活の困りごとに関するアンケートを実施した。

尚、実施に際しては、岐阜市障害者総合支援協議会において、関係団体や障害者相談支援機能強化事業の相談支援事業者、市役所関係課等と協議を行った。

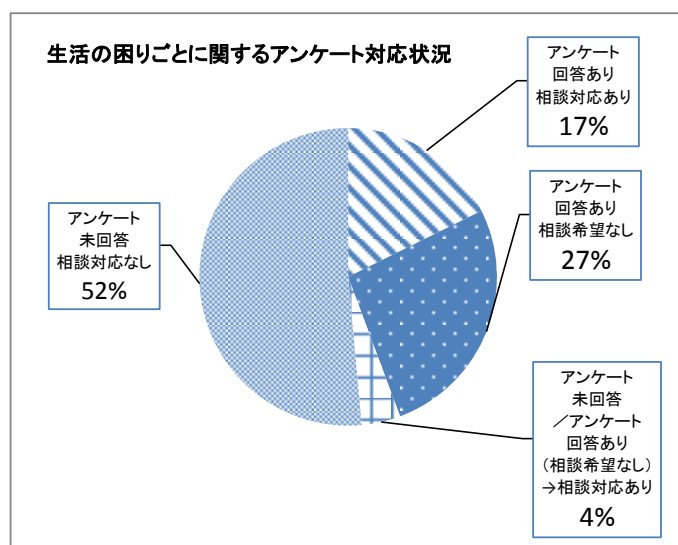
### 平成27年11月「生活の困りごとに関するアンケート」379件調査実施

調査対象者	岐阜市に在住する満18歳以上の療育手帳所持者のうち、療育手帳の再判定の必要がない者等。ただし、次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者を除く。 (ア)障害福祉サービス又は地域生活支援事業を利用している者 (イ)特別障害者手当を受給している者 (ウ)働く知的障害者の生活支援促進事業を利用している者 (エ)障害者相談支援機能強化事業を利用している者 (オ)障がい福祉課で相談対応している者 (カ)障がい者又は高齢者が利用できる施設又は病院が住所地である者
-------	---

### 「生活の困りごとに関するアンケート」 379件 対応状況

アンケート回答あり 相談対応あり	67 人
アンケート回答あり 相談希望なし	101 人
アンケート未回答/アンケート回答あり(相談希望なし)→相談対応あり	16 人
アンケート未回答 相談対応なし	195 人
合計	379 人

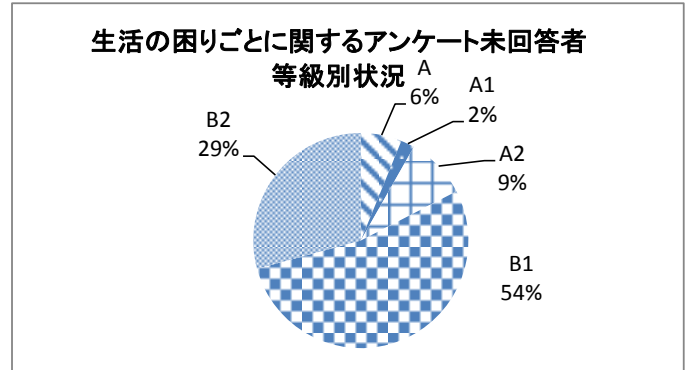
平成29年7月現在



「生活の困りごとに関するアンケート」未回答195件 分析結果

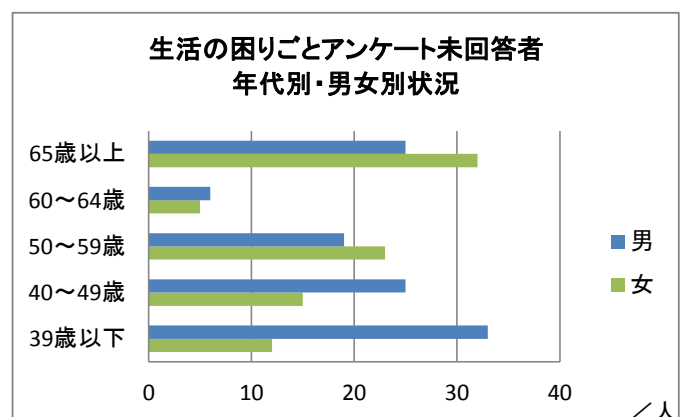
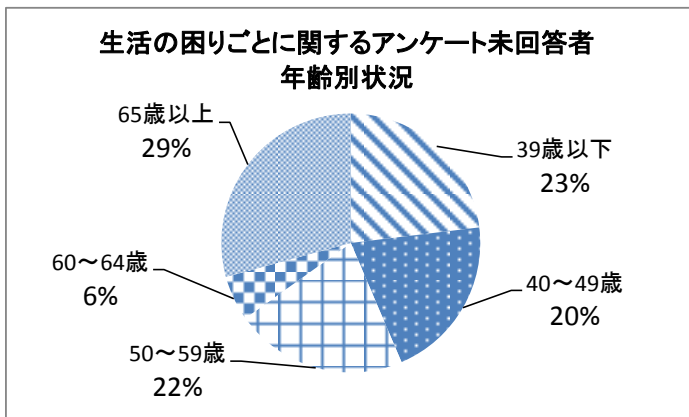
<等級別状況>

A	12 人
A1	4 人
A2	18 人
B1	104 人
B2	57 人
合計	195 人

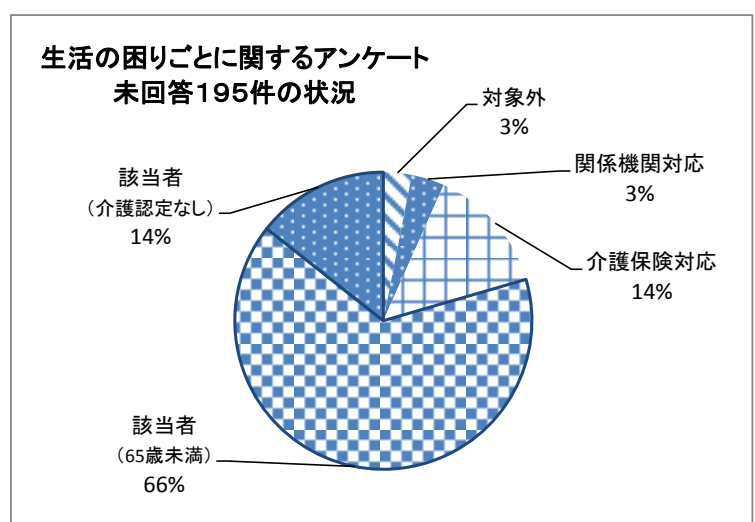


<年齢別状況>

	全体	男	女
39歳以下	45 人	33 人	12 人
40～49歳	40 人	25 人	15 人
50～59歳	42 人	19 人	23 人
60～64歳	11 人	6 人	5 人
65歳以上	57 人	25 人	32 人
合計	195 人	108 人	87 人



対象外 6人	死亡	4 人
	市外転出	2 人
関係機関 対応 7人	障がい福祉課相談対応	2 人
	福祉サービス利用	4 人
	DV保護中	1 人
介護保険 対応 27人	介護老人施設入所	1 人
	要支援1	1 人
	要介護1	4 人
	要介護2	5 人
	要介護3	7 人
	要介護4	6 人
追跡調査	要介護5	3 人
	該当者(65歳未満)	127 人
	該当者(介護認定なし)	28 人
	合計	195 人



計 155人